

多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業 企画提案 募集要項

令和 4 年 4 月 4 日
岩手県立県民生活センター

I 事業の趣旨

県では、消費者被害のない地域づくりをすすめ、県民生活の安定と向上を図るため「岩手県消費者施策推進計画」に基づき、各種事業を実施している。その中で本事業は、メディアを利用した全県的なキャンペーンを展開し、県民への注意喚起や情報提供を行うものであること。

II 事業の概要

1 業務内容

本事業の業務内容は、「令和 4 年度多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業業務委託仕様書」（別紙 1）のとおりとする。

2 委託予定期間

契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで。

ただし、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部若しくは一部を変更又は解除することがあるもの。

3 委託予定額

委託予定額の上限額は、**7,825 千円**（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

III 応募要件

1 岩手県内に事務所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成されるグループであること。

2 グループで応募する場合には、構成団体が委託業務の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、企画提案書の提出時に代表となる法人その他の団体（以下「代表団体」という。）の名称を明記し、必ず代表団体が応募手続きを行い、対応窓口となること。

なお、代表団体及び構成団体の変更並びに法人等が同時に複数のグループの構成団体となることは、原則として認められないこと。

3 応募団体（グループで応募する場合の代表団体及び構成団体を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者。
- 4 業務の遂行にあたり、県の要請に応じ迅速かつ円滑に事務処理ができること。

IV 選定スケジュール及び手続きについて

1 選定スケジュール

項 目	日程（予定）
① 募集要項等に関する質問受付期限	令和4年4月11日（月）17時まで
② 募集要項等に関する質問回答の公表	4月13日（水）
③ 企画提案書の受付	4月20日（水）17時まで
④ 企画提案に係る選定委員会の開催 （プレゼンテーション実施）	4月27日（水）
④ 受託候補者の決定	4月28日（木）
⑤ 選定結果の公表	4月28日（木）
⑦ 契約締結	5月2日（月）以降

2 質問の受付・回答の公表

(1) 質問の提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（別紙2）に記入の上、電子メール又はファックスで提出すること。（電話等による質問は受け付けない。）

(2) 提出先

岩手県立県民生活センター（「V 問い合わせ先」参照）

(3) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、岩手県のホームページにて公表する（「トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞コンペ＞コンペ参加者募集情報」へ掲載）。

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

次の書類を各6部（正本1部、写し5部）提出すること。

- ア 企画提案書（別紙3）
- イ 見積書（別紙4）
- ウ 法人等の概要書（別紙5）
- エ 応募要件に係る誓約書（別紙6）

(2) 提出方法

持参又は「簡易書留」での郵送により、【期限内必着】とすること（電子メール、ファックスでは受け付けないこと）。なお、持参する場合は、平日の9時から17時までの間とすること。

(3) 提出先

岩手県立県民生活センター（「V 問い合わせ先」参照）

(4) 応募に際しての留意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあること。

- ① 応募資格を有しない者から提出があった場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本募集要項に違反すると認められる場合

イ 複数提案の禁止

応募者は、複数の企画提案書を提出することはできない。また、単独で応募する法人等は、他のグループの構成団体となって応募することはできない。

ウ 提出書類の変更

提出後の応募書類の変更、差し替え又は再提出は、原則として認めない（軽易なものを除く。）。なお、提出書類は返却しない。

エ 費用負担

応募に要する経費等は、全て応募者の負担とする。

オ その他

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとす。

4 受託者の選定・委託契約

(1) 受託者の選定

本事業の実施にあたっては、事業目的を達成するため、消費者トラブルや契約等の民事ルールに係る一定の知識を必要とするとともに、各種メディアを効果的かつ効率的に活用し、事業効果を生み出すための質の高い企画提案が求められる。

このため、受託者の選定にあたっては、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力を総合的に評価する。

(2) 審査・選定方法

ア 企画提案の審査・選定は、別途設置する企画提案選定委員会において行う。

イ 審査の方法は、企画提案選定委員会において、応募のあった企画提案書の書類審査及び面接審査（プレゼンテーション）により行う。この場合の審査項目、審査観点及び配点は、別表のとおり。委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

ウ プレゼンテーション時間は10～15分程度の予定であり、詳細については、日程等を調整の後、応募者に連絡すること。

エ 上記イの評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）をつけ、それをもとに、委員会全体で合計した順位点の総得点により順位をつけて、県に報告する。なお、総得点が高同点の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。

オ 審査の結果、総得点が高い提案を行った者を委託候補者として、次いで総得点が高い提案を行った者を次点者として選定する。

(3) 契約締結交渉

県と委託候補者との間で、仕様書の内容等を協議のうえ、契約締結交渉を行う。なお、委託候補者が「Ⅲ応募要件」に合致しない場合や、契約締結の協議が整わない場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。

(4) 結果の通知及び公表

選定結果は、県のホームページへの掲載により公表するほか、応募者に対し速やかに文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(5) 契約に際しての留意点

ア 契約額

当初提出された見積書の額が契約額とならない場合もあること。

イ 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、免除となる場合があること。

ウ 契約となった場合の委託料の支払方法

原則として精算払い。ただし、事業の執行計画等に応じて、一部前金払が可能となる場合がある。

V 問い合わせ先

岩手県立県民生活センター

住 所 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通3-10-2

電 話 019-624-2586

F A X 019-624-2790

Eメール CB0001@pref.iwate.jp

※ 岩手県立県民生活センターのホームページ

岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>)

⇒トップページ⇒組織から探す⇒環境生活部⇒岩手県立県民生活センター

【別表】 審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
1 事業目的等	事業目的等	・委託業務の趣旨、目的、求められる成果等を理解し、一貫したテーマ、コンセプト、キャッチフレーズ等が示されるなど、的確な提案となっているか。	15点	15点
2 企画提案内容	提案内容	・県民（特に行政パブリシティのみでは消費者問題に関する情報伝達が十分ではない方）の認知度が高まるよう、創意工夫をこらした提案内容となっているか。	25点	55点
	事業効果	・県民の消費者問題に対する啓発や注意喚起を期待できる提案であるか。 ・県民への普及啓発や情報提供の推進が期待できる方法や内容か。 ・実施する普及啓発の実施回数・内容・時間帯等は適当か。	30点	
3 事業実施	見積内容	・予算の範囲内で、事業の積算に係る単価や経費が妥当かつ必要最小限となっているか。また、全体としてコストパフォーマンスの高い提案内容となっているか。	10点	25点
	経営基盤	・団体の運営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等、適正かつ確実な運営が期待できるか。	10点	
	業務実績	・類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または、良好な運営が期待できるか。	5点	
4 その他		・環境への配慮、十分な安全確保など、事業実施に当たって優れた提案や工夫が認められるか。	5点	5点
合計			／100点	